

一般社団法人日本拳法競技連盟 旅 費 規 程

(目 的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「当連盟」という）に所属する会員のうち、会長又は事務局長の要請により、当連盟を代表して会合等に出席した者に支給する旅費に関する事項を定める。

(旅費の種別)

第 2 条 本規程でいう旅費の種別は次の通りとする。

- (1) 交通費
- (2) 出張手当
- (3) 宿泊費

(交通費の算定)

第 3 条 交通費は、出張者の自宅と目的地との間の通常交通機関を利用した費用の往復分を算定支給する。ただし、業務の都合上又は天災地変その他特別な事情がある場合には、実際に移動した経路に沿って算定支給する。

(出張手当の算定)

第 4 条 出張手当は、業務目的に応じて算定し、その支給基準は別表の通りとする。

(宿泊費の算定)

第 5 条 宿泊費は実費を支給する。ただし、縁故先など宿泊施設以外を利用した場合には、支給金額は1泊当たり5,000円とする。

(支給の方法)

第 6 条 旅費は通貨をもって直接本人に支給する。

(支給の制限)

第7条 出張の目的が複数ある場合において、出張先が同一であるときは、その旅費の重複支給を行わない。

2 出張に係る旅費が当連盟外から支給される場合には、本規程に基づく旅費は支給しないものとする。

(制定・改廃)

第8条 本規程の制定改廃は理事会の決議によって行う。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

業務目的	支給金額
会議出席の出張手当	3,000円
その他	3,000円を上限とし、金額は会長が決定する。